国立国会図書館建築委員会法

(昭和二十三年二月九日法律第六号)

改正 昭和三十年十二月二十二日同 第百六十号 一月二十八日法律第 三号

第一条 この法律により、国立国会図書館建築委員会を設け、委員第一条 この法律により、国立国会図書館建築委員会に充当されてない。ただし、その必要な支出については、委員長には国立国会図書館ない。ただし、その必要な支出については、委員長には国立国会図書館ない。ただし、その必要な支出については、委員長には国立国会図書館ない。をだし、その必要な支出については、委員長には国立国会図書館を受け、委員をがいる経費からこれを支弁する。

第二条 委員会の職務は、国立国会図書館建築につき最初の明細書ものとする。

建築が完了したときは、最終の報告をする。 第三条 委員会は、国立国会図書館の建築が完了するまで存続する。

いては、国会の議決により、その必要と認められた金額を委員会第四条 事務職員費、用品費、旅費その他の費用等必要な経費につ

の費用として充当されるものとする。

附則

この法律は、国立国会図書館法施行の日から、これを施行する。

(施行の日=昭和二十三年二月九日

則(昭和三十年一月二十八日法律第三号)抄

附

1 この法律は、第二十二回国会の召集の日から施行する。

(召集の日=昭和三十年三月十八日)

附 則(平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律 [中略] は、平成十三年一月六日から施行する。

[以下略]